

国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介しています。

年末調整や確定申告には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等の証明書の添付や提示が必要です

国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した金額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象になります。

確定申告する場合は、今年1年間に納付(見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

毎年11月初旬に送付されています

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、社会保険庁から毎年11月初旬に送付されています。

内容は、平成19年1月1日から10月1日までに納付された保険料と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。納付忘れがある場合、年内に納付すれば今年分の控除として申告することができます。

2月初旬に納付される場合

10月2日以降に本年初めて保険料を納付した方は、翌年2月初旬

に同様の証明書が送付されます。確定申告の際には、必ずこの証明書や領収書を添付してください。

国民年金保険料は世帯で連帯して納付

ご家族の保険料も納めている方は、その納付額の全額が納付した方の所得税の対象になりますので、ご自身の額に合算して申告してください。

この場合は、ご家族分の証明書も添付する必要があります。

国民年金保険料は退職(失業)による特例免除があります

国民年金には、保険料納付が困難な方で、本人、配偶者、世帯主の前年度の所得が一定以下の方が申請することで、国民年金の保険料が免除される制度があります(一部納付制度もありますが、この場合は、保険料の一部を納付しなければ未納期間となります)。ただし、失業※1、倒産※1、事業の廃止※1、天災などが原因

で所得が無くなったことにより、国民年金の保険料が納付できない方は、その事実を確認できる公的機関の証明書等※2の写しを添付していただく、その方の前年度所得は審査対象外となります。 ※1免除を申請する日の属する年度またはその前年度に失業(離職)された方が対象です。 ※2「雇用保険受給資格者証」「雇用保険被保険者離職票」「離職者支援資金の貸付決定通知」など

	申請者(本人)の前年度所得	配偶者の前年度所得	世帯主の前年度所得
一般の免除申請	審査対象	審査対象	審査対象
申請者(本人)が失業したことによる特例申請	審査対象外	審査対象	審査対象

※配偶者または世帯主が失業した場合にも、それぞれ所得審査対象外になります。

申請は、お住まいの市区町村の国民年金担当窓口または社会保険事務所で行ってください。

なお、申請の際には、公的機関の証明書のほかに、①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの ②印鑑(本人が署名する場合は不要です) ③他の市区町村から転入された方は、前年の所得を証明するものをお持ちください。

年金相談の受付時間が変更になりました

この度の年金記録をめぐる問題については、大変ご心配をおかけしておりますことに心よりおわび申し上げます。

社会保険庁では、国民の皆さまの年金記録確認に的確に対応するため、「5千万件」の年金記録の名寄せや、そのお知らせのための準備を進めてまいります。

このため、社会保険庁が皆さまのご相談に応じるときに用いますオンラインシステムも一部手直しが必要となります。

これまで、平日の時間延長相談および土曜・日曜の休日相談窓口を開設し、総力を挙げて取り組んできたところですが、これらの作業が整うまでの間は、相談時間を次のように変更することといたしました。

なお、「ねんきんあんしんダイヤル(0120-657830)」は、これまでどおり24時間対応しています。

お客さまには、ご不便をおかけしますがご理解くださいますようお願いいたします。



北海道社会保険事務局から

こんなときは届け出をお忘れなく!!

こんなとき	どうする	届出先
国民年金に入る・やめる		
20歳になったとき	厚生年金、共済組合の加入者以外は国民年金の加入の手続きをする	第1号被保険者→市区町村 第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする (被扶養配偶者も同様)	市区町村
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市区町村
配偶者が会社をかわったとき	引き続き第3号被保険者となる 手続きをする	配偶者の新しい勤務先
海外に居住するとき	任意加入の手続きをする ----- 任意加入しない	国内に協力者がいる→市区町村 国内に協力者がいない→ <u>出</u> 日本国民年金協会 市区町村
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者→市区町村(社会保険事務所) 第3号被保険者→社会保険事務所
保険料を納める		
口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替納付(変更)申出書を提出する	銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・ 信用組合・労働金庫・社会保険事務所
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る	社会保険事務所
保険料を納めるのが困難なとき	保険料免除の申請をする	市区町村
30歳未満の方で 保険料を納めるのが困難なとき	若年者納付猶予の申請をする	市区町村
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の申請をする	市区町村
年金をもらう		
65歳になったとき	老齢基礎年金の受給手続きをする	第1号被保険者期間のみ→市区町村 第3号被保険者期間を含む→社会保険事務所
障害になったとき	障害基礎年金の受給手続きをする	初診日に第1号被保険者→市区町村 初診日に第3号被保険者→社会保険事務所 20歳前に障害になった場合→市区町村
死亡したとき	国民年金加入中→遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求	市区町村

「ねんきんダイヤル」へ

「ねんきんダイヤル」は、お客様の電話を全国の年金相談センター等のうち、回線の空いているところを選んでおつなぎします。

年金請求などの年金相談 ☎0570-05-1165

年金を受けている方の年金相談 ☎0570-07-1165

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

平日の来訪・電話相談

受付時間	午前8時30分～午後5時15分 月曜日は、午後7時まで時間を延長 ※月曜日が休日に当たる場合は翌火曜日に実施します
相談場所	道内すべての社会保険事務所 および年金相談センター ※年金相談センターでは、月曜日の延長は実施していません

第2土曜日の来訪・電話相談

受付時間	午前9時30分～午後4時00分 ※その他の土曜・日曜・祝日は実施していません
相談場所	道内すべての社会保険事務所 および年金相談センター